

特別養護老人ホーム親和園 サービス利用料金表

介護福祉施設サービス費Ⅰ（従来型個室）

令和7年1月1日現在

介護度別 基本単位	※1の加算を 含む合計単 位	介護サービス費 利用者負担 1割/1日分	介護サービス費 利用者負担 2割/1日分	介護サービス費 利用者負担 3割/1日分	合計利用料金（※1・※2の加算も含む）					
						第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
					居住費	380円	480円	880円	880円	1,231円
					食事代	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
要介護3	768単位	789円	1,578円	2,367円	1日	1,469円	1,659円	2,319円	3,029円	1割負担 3,465円 2割負担 4,254円 3割負担 5,043円
732単位					月額 (31日)	49,118円	55,008円	75,468円	97,478円	1割負担 110,994円 2割負担 138,673円 3割負担 166,352円
要介護4	838単位	861円	1,722円	2,582円	1日	1,541円	1,731円	2,391円	3,101円	1割負担 3,537円 2割負担 4,398円 3割負担 5,258円
802単位					月額 (31日)	51,650円	57,540円	78,000円	100,010円	1割負担 113,526円 2割負担 143,727円 3割負担 173,897円
要介護5	907単位	932円	1,863円	2,795円	1日	1,612円	1,802円	2,462円	3,172円	1割負担 3,608円 2割負担 4,539円 3割負担 5,471円
871単位					月額 (31日)	54,131円	60,021円	80,481円	102,491円	1割負担 116,007円 2割負担 148,668円 3割負担 181,360円

介護福祉施設サービス費Ⅱ（多床室）

介護度別 基本単位	※1の加算を 含む合計単 位	介護サービス費 利用者負担 1割/1日分	介護サービス費 利用者負担 2割/1日分	介護サービス費 利用者負担 3割/1日分	合計利用料金（※1・※2の加算も含む）					
						第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
					居住費	0円	430円	430円	430円	915円
					食事代	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
要介護3	768単位	789円	1,578円	2,367円	1日	1,089円	1,609円	1,869円	2,579円	1割負担 3,149円 2割負担 3,938円 3割負担 4,727円
732単位					月額 (31日)	37,338円	53,458円	61,518円	83,528円	1割負担 101,198円 2割負担 128,877円 3割負担 156,556円
要介護4	838単位	861円	1,722円	2,582円	1日	1,161円	1,681円	1,941円	2,651円	1割負担 3,221円 2割負担 4,082円 3割負担 4,942円
802単位					月額 (31日)	39,870円	55,990円	64,050円	86,060円	1割負担 103,730円 2割負担 133,931円 3割負担 164,101円
要介護5	907単位	932円	1,863円	2,795円	1日	1,232円	1,752円	2,012円	2,722円	1割負担 3,292円 2割負担 4,223円 3割負担 5,155円
871単位					月額 (31日)	42,351円	58,471円	66,531円	88,541円	1割負担 106,211円 2割負担 138,872円 3割負担 171,564円

※1 加算項目及び単位	（）内の金額は1割負担の場合	算定要件等
サービス提供体制加算Ⅲ	1日につき6単位 （6円）	常勤換算で介護福祉士の有資格者が全体の50%配置しているなど。
看護体制加算Ⅰ1	1日につき6単位 （6円）	常勤の看護師を1名以上配置している。
看護体制加算Ⅱ2	1日につき13単位 （13円）	看護職員を基準数以上配置し、協力病院との24時間の連携体制を確保している。
栄養マネジメント強化加算	1日につき11単位 （11円）	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている。

※2 加算項目及び単位	（）内の金額は1割負担の場合	算定要件等
処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の136/1000	介護職員に対し、賃金改善を行っている。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月につき40単位 （41円）	入所者の基本情報を厚生労働省に提出し、LIFEと連携しているなど。
生活機能向上連携加算Ⅱ1	1月につき200単位 （205円）	医療機関の医師等が訪問し、利用者への機能訓練、介護職員への指導を行う。
医療機関連携加算1	1月につき100単位 （103円）	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合。
高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	1月につき10単位 （11円）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保している。

その他の加算項目及び単位	（）内の金額は1割負担の場合	算定要件等
療養食加算	1回につき6単位 （6円）	1日3回を限度。栄養士により管理された栄養量及び内容の食事を提供した場合。
外泊時費用	1日につき246単位 （253円）	病院等へ入院した場合及び居宅等へ外泊を認めた場合（月6回限度） ※ただし、1回の入院又は外泊で月がまたがる場合は、最大12回まで算定される。
初期加算	1日につき30単位 （31円）	入所日から30日以内の期間。（30日以上入院後の再入所も同様）

非課税世帯の方で、ある一定の要件を満たせば居住費及び食費の負担限度額の認定を受けることができます。
認定には、各自治体への申請が必要になります。詳しくは施設職員又は、各自治体介護保険課窓口へお問い合わせください。

【参考】和歌山市介護保険課ホームページ→

